

船舶安全法の規定により臨検等をする職員
の身分を示す証票の様式を定める省令

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第二十九条ノ三の規定に基づき、船舶安全法又は同法に基づく命令の規定により臨検等をする職員の身分を示す証票の様式を定める省令を次のように定める。

船舶安全法（昭和八年法律第十一号。以下

法の四十第二項及び第二十五条の六十一第二項、
第二十五条の六十八、第二十五条の七十、
第二十八条第七項及び第二十九条ノ三第三項に
おいて準用する場合を含む。の証票の様式は、
各の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各
に定めるものとする。

一 法第十二条第一項後段の証票 第一号様式

二 法第二十五条の四十第二項の証票 第二号
様式

三 法第二十五条の六十一第一項（同法第二十五条の六十八、第二十五条の七十、第二十八条第七項及び第二十九条ノ第三項において準用する場合を含む。）の証票 第三号様式

附則

この省令は、船舶安全法の一部を改正する法律（昭和四十八年法律第八十号）の施行の日（昭和四十八年十二月十四日）から施行する。

附則（平成元年七月二〇日運輸省令第

この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成三年一〇月二日運輸省令
第三三三號）抄

(施行期目)

第一条 この省令は、船舶安全法及び船舶職員法のの一部を改正する法律（平成三年法律第七十五号。以下「改正法」という。）の施行の日（平成四年二月一日。以下「施行日」という。）から施行する。

附則（平成二二年一月二九日運輸省

令第三九号)抄

(施行期日)

第一条 この省令は、平成十三年一月六日から施行する。

附則（平成一四年一〇月四日国土交通

省令第一〇七号)

この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成一六年二月二六日国土交通省令第六号）抄

第一条 この省令は、平成十六年三月一日から施行する。

附則（平成一六年一〇月二八日国土交通省令第九三號）抄

(施行期日)

第一条 この省令は、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日から施行する。

(様式等に係る経過措置)

第二十九条 この省令の施行の際現にある省令に

よる改正前の様式又は書式による申請書、証明書その他の文書は、この省令による改正後のそれぞれの様式又は書式にかかわらず、当分の間、なおこれを使用することができる。

附則（令和三年一月一日国土交通

省令第

(施行期日)

1 この省令は、海事産業の基盤強化のための海

上運送法等

三号に掲げる規定の施行の日（令和三年十一月二十日）から施行する。

第1号様式

[illegible][illegible][illegible]

